

公立大学法人宮城大学評価委員会条例

平成 20 年宮城県条例第 12 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 108 号）第 11 条第 4 項の規定に基づき、公立大学法人宮城大学評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織等)

第 2 条 委員会は、委員 10 人以内で組織する。

2 委員は、教育研究又は経営に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第 3 条 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、当該特別の事項に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会の会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第 6 条 委員会は、必要があると認めるときは、議事に係る関係者又は専門家に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和 28 年宮城県条例第 69 号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

公立大学法人宮城大学評価委員会の委員及び臨時委員	出席 1 回につき 11,600 円	6 級
--------------------------	--------------------	-----

附 則（平成 30 年宮城県条例第 9 号）

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。